# 3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

- (1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)
  - 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。
- (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内施行)
  - 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。
- (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)
- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)
- <u>(1)一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)</u>
- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。
- (2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)
- 行動計画の策定·届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、 行動計画の策定·届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。
- 5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)
- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

# 「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」「養育支援訪問事業ガイドライン」 について

### ガイドライン策定の理由

- ・ 今般、「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児家庭全戸訪問事業」、「育児支援家庭訪問事業」は「養育支援訪問事業」として、改正された児童福祉法に位置づけられるとともに、市町村はその事業の実施に努めることとされた。
- · 両事業については、全市町村での普及と効果的な実施が求められている。
  - 事業実施率(平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース)
    - ○生後4か月までの全戸訪問事業 71.8% ○育児支援家庭訪問事業 45.4%
- ・ 市町村が事業に取り組むに当たって参考となるような、自治体取組の好事例等を踏まえた、望ましい事業の実施方法等を全国の市町村に示すことにより、事業の普及と効果的実施が期待されると考えられるため。

## ガイドラインの位置づけ

・ 本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を 明確化したものであり、地域の実情に応じてガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われる ことが期待される。

### その他

・ 本ガイドライン策定に当たっては、計4回の有識者・実務者会議における議論及びガイドライン素案の段階で行った市町村への意見照会回答を踏まえて検討を行い、案を作成した。<u>意見公募</u> (2月16日まで)の結果を踏まえ、改正法施行に合わせて通知発出する予定(3月初旬)。 25

# 乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン案の主な内容

### ●事業目的

○乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図る

### ●対象者と訪問時期

○原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭

### ●訪問者

- ○保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者 等から幅広く登用
- ●実施内容 \*市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとする
  - ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
  - ② 子育て支援に関する情報提供
  - ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
  - ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

### ●支援の必要性についての判断等

- ○訪問結果に基づき事業担当者・母子保健担当者・児童福祉担当者等が支援の必要性を判断
- ○支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等具体的な支援について検討し 必要な支援につなげる
- ●その他 次の点についても規定
  - ○研修プログラム例
  - ○個人情報の保護と守秘義務
  - ○第二種社会福祉事業の届出等
- ○母子保健法に基づく訪問指導との関係
- ○委託の場合の留意事項